

○国土交通省令第三十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第三百三十九号）の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十八日

国土交通大臣 前原 誠司

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第一号中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上

の基準等に関する省令」に改める。

第八条の四第二項中「承認申請書」を「前項の承認申請書」に改める。

第八条の五第二項中「承認証」を「前項の承認証」に改める。

第八条の六中「承認証の交付」を「前条第一項の承認証の交付」に、「承認証を」を「当該承認証を」に改める。

第八条の七第一項及び第八条の八中「承認証の交付」を「第八条の五第一項の承認証の交付」に改める。

第十二条の十七の六の次に次の七条を加える。

（硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等）

第十二条の十七の六の二 法第十九条の二十一第五項の承認を受けて、硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において基準適合燃料油以外の燃料油を使用しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書は、第一号の十三様式によるものとする。

3 地方運輸局長は、承認のため必要があると認める場合は、硫黄酸化物の放出による大気汚染

の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(承認証の交付)

第十二条の十七の六の三 地方運輸局長は、法第十九条の二十一第五項の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2 前項の承認証は、第一号の十四様式によるものとする。

(承認証の備置き)

第十二条の十七の六の四 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

(承認証の再交付)

第十二条の十七の六の五 第十二条の十七の六の三第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の承認証再交付申請書は、第一号の十五様式によるものとする。

3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六の三第一項の承認証(き損した場合に限る。)を添付しなければならない。

4 第十二条の十七の六の三第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し

た承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第十二条の十七の六の六 第十二条の十七の六の三第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証(第二号の場合にあつては、発見した承認証)を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 承認を受けた燃料油の使用に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。
(燃料油の変更の方法)

第十二条の十七の六の七 法第十九条の二十一の二の国土交通省令で定める方法は、法第十九条の二十一第一項又は第二項の政令で定める基準に適合させるため、燃料油を供給する燃料油タンクを切り換えることにより使用する燃料油を変更する方法とする。

(燃料油変更作業手引書の記載事項)

第十二条の十七の六の八 法第十九条の二十一の二の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 燃料油の変更に關する作業を行ふ者が遵守すべき事項

二 燃料油に係る原動機、ボイラ、補機及び管装置の構造に関する事項

第十二条の十七の十五中「オゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶又は設備を設置した船舶」を「特別の用途のもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十九条の二十五の国土交通省令で定めるオゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものは、次に掲げる要件のすべてを満たす設備とする。

一 オゾン層破壊物質を充てんすることができないこと。

二 オゾン層破壊物質を含む構成機器を取り外すことができないこと。

第二十四条の二中「(運輸監理部長を含む。以下同じ。)」を削る。

第三十七条の六第四項の表大気汚染防止検査対象設備の項中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「又は揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第四十一条第三項の表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第四十八条第三項(海洋施設(粉碎装置に

限る。)又は航空機に関するものを除く。)及

び法第四十八条第七項(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等及び海洋施設に設置される

当該船舶又は海洋施設等の所在地を管

轄する地方運輸局長(当該所在地が本

邦外であるときは、関東運輸局長)

粉碎装置に関するものを除く。)に規定する権限

第四十一条第三項の表中第一号を次のように改める。

一 法第十九条の二十一第五項に規定する権限

当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長）

第四十一条第五項中「第一号及び第五号」を「第一号の上欄に掲げるもの並びに同表第四号及び第六号」に改める。

第一号の三様式(三)の表注1中 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」や 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

第一号の十二様式の次に次の三様式を加える。



第一号の十三様式 (第十二条の十七の六の二関係)

承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては



その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的			
基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度			
使用船舶の概要	船名		船舶所有者
	船舶番号		用途
	船籍港又は定係港		総トン数
試験、研究又は調査の計画期間			
試験、研究又は調査の方法			
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の十四様式 (第十二条の十七の六の三関係)

承認証

		承認番号	
		承認年月日	年月日
承認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
試験、研究又は調査の目的			
基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度			
使用船舶の概要	船名	船舶所有者	
	船舶番号	用途	
	船籍港又は定係港	総トン数	
試験、研究又は調査の方法			
条件			
有効期間		年月日まで	
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の3第1項の規定により、交付する。</p> <p>年月日</p> <p> 地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長 </p>			



第一号の十五様式（第十二条の十七の六の五関係）

承認証再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

印

その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の5第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用船舶 の概要	船 名		船 舶 所 有 者	
	船舶番号		用 途	
	船籍港又は 定係港		総 ト ン 数	
再交付を受けようとする 理由				
備 考				

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第二条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令

目次中「第十一章 雑則(第四十六条)」を「第十一章 揮発性物質放出防止措置手引書(第四
第十二章 雑則(第四十七条)

十六条)
に改める。

第十一章中第四十六条を第四十七条とする。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章 揮発性物質放出防止措置手引書

(揮発性物質放出防止措置手引書)

第四十六条 法第十九条の二十四の二第二項の国土交通省令で定める揮発性物質放出防止措置手引

書の作成に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 原油タンカーの船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二 次に掲げる事項が定められていること。

イ 原油の積込み若しくは取卸しの作業中又は原油の輸送中において原油の取扱いに関する作

業を行う者が揮発性有機化合物の放出を防止するために遵守すべき事項

ロ 貨物艙原油洗浄設備の取扱いに関する作業を行う者が揮発性有機化合物の放出を防止す

るために遵守すべき事項（当該設備を設置する船舶に限る。）

ハ イ及びロに掲げる事項の実施について責任を有する者の氏名又は職名

2 揮発性物質放出防止措置手引書の備置き又は掲示に関する技術上の基準は、貨物として積載し

ている原油の取扱いに関する作業を行う者が直ちに参照することができる場所に備え置き、又は

掲示しておくこととする。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に

関する規則の一部改正）

第三条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査

等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則

第一条の二の見出しを「(原動機の種類及び出力の基準)」に改め、同条中「第十九条の四第一項」を「第十九条の四第一項第一号」に改め、同条第一号中「ディーゼル機関」の下に「以外のもの」を加え、同条第二号中「を超えるもの」を「以下のもの」に改め、同条第三号を削る。

第一条の六を削る。

第一条の五中「第十九条の四第二項」を「第十九条の四第三項」に改め、同条を第一条の六とする。

第一条の四の次に次の六条を加える。

(窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認の申請等)

第一条の五 法第十九条の四第一項第二号の承認を受けて、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において原動機を使用しようとする者は、当該原動機ごとに、承認申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書は、第一号様式によるものとする。

3 地方運輸局長は、承認のため必要があると認めるときは、窒素酸化物の放出による大気の汚染

の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(承認証の交付)

第一条の五の二 地方運輸局長は、法第十九条の四第一項第二号の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2 前項の承認証は、第一号の二様式によるものとする。

(承認証の備置き)

第一条の五の三 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る原動機を設置する船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

(承認証の再交付)

第一条の五の四 第一条の五の二第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の承認証再交付申請書は、第一号の二の二様式によるものとする。

3 第一項の承認証再交付申請書には、第一条の五の二第一項の承認証(き損した場合に限る。)を添付しなければならない。

4 第一条の五の二第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証

は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第一条の五の五 第一条の五の二第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証(第二号の場合にあつては、発見した承認証)を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 承認を受けた原動機の使用に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。
(特別の用途)

第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。

第一条の七中「第一条の五各号」を「前条各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(窒素酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等のための原動機の使用に係る承認の申請等)

第一条の七の二 第一条の五から第一条の五の五までの規定は、法第十九条の九第一項第三号の承

認として準用する。この場合において、第一号様式中「第1条の5第1項」とあるのは「第1条の7の2において準用する第1条の5第1項」と、「原動機の製造番号」とあるのは「原動機取扱手引書の文書番号」と、「第1号の二様式中 原動機の製造番号」とあるのは「原動機取扱手引書の文書番号」と、「第1条の5の2第1項」とあるのは「第1条の7の2において準用する第1条の5の2第1項」と、「第1号の二の様式中 第1条の5の4第1項」とあるのは「第1条の7の2において準用する第1条の5の4第1項」と、「原動機の製造番号」とあるのは「原動機取扱手引書の文書番号」と読み替えるものとする。

第一条の八第一項中「第一号様式」を「第一号の二の三様式」に改める。

第一条の九中「第一号の二様式」を「第一号の二の四様式」に改める。

第一条の十五第二号を次のように改める。

二 原動機が法第十九条の四第一項第一号及び第三号に該当する原動機となつたとき。

第二条第二項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

第五条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対

象設備検査申請書」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書」に改め、同条第二項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書臨時航行検査申請書」に改める。

第六条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書」を「前条第一項の申請書」に改め、同条第二項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書」を「前条第二項の申請書」に改める。

第八条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 揮発性物質放出防止措置手引書にあつては揮発性有機化合物の放出を防止するために遵守すべき事項に係る設備の位置を確認できるようにすること。

第九条第一項第十九号中「前条第二十一号イ、ハ、ニ及びへ」を「前条第二十二号イ、ハ、ニ及びへ」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十九 揮発性物質放出防止措置手引書にあつては前条第二十一号に掲げる準備

第九条第二項第十一号中「前条第二十一号へ」を「前条第二十二号へ」に改め、同号を同項第十

二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 揮発性物質放出防止措置手引書にあつては前条第二十一号に掲げる準備

第十五条第二項を次のように改める。

2 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一 油等（油濁防止緊急措置手引書にあつては油、有害液体汚染防止緊急措置手引書にあつては有害液体物質、海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては油又は有害液体物質をいう。以下この条において同じ。）の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項の変更（当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

二 揮発性有機化合物の放出を防止するために遵守すべき事項の変更（揮発性物質放出防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

第十五条第三項第一号中「同じ。」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書（揮発性有機化合物の放出を防止するために遵守すべき事項に限る。次号及び第三号において同じ。）」を加え、同項第二号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書」を加え、同項第三号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「又は揮発性物質放出防止措置手引書」を加え、同項第四号中「又は大気汚染防止検査対象設備」を「大気汚染防止検

査対象設備又は揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第十八条の見出し中「及び大気汚染防止検査対象設備」を「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改め、同条第四号中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条第一項中「及び大気汚染防止検査対象設備」を「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第二十六条第一項第四号中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第四十六条第一項中「同条第二項において」を「同条第三項において」に、「法第十九条の第十四第一項」を「法第十九条の九第一項、法第十九条の十四第一項」に改める。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。



別表第一（第十七条、第四十五条関係）

		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上		
定期検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	25,100	56,100	58,600	63,500	92,700	113,000	
		タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
	有香液体物質の排出防止に関する設備等及び有香液体汚染防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	20,800			24,800			
		タンカー以外の船舶	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
	ふん尿等の排出防止に関する設備	タンカー	金額（円）	17,700	24,500	29,300	35,200	50,800	65,400	
		タンカー以外の船舶	最大搭載人員（人）	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上	
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	金額（円）	15,600	17,600	19,700	21,800	23,800	25,900	
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
	第一種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	19,500			23,900		
			タンカー以外の船舶	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
有香液体物質の排出防止に関する設備等及び有香液体汚染防止緊急措置手引書		タンカー	金額（円）	10,000未満			10,000以上			
		タンカー以外の船舶	金額（円）	14,500			16,900			
大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書		原油タンカー	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
		原油タンカー以外の船舶	金額（円）	19,200			21,400			
第二種中間検査		油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	12,800	22,300	22,900	24,600	31,600	41,900
			タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
		有香液体物質の排出防止に関する設備等及び有香液体汚染防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	11,100			12,900		
			タンカー以外の船舶	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	金額（円）	10,500	12,300	14,000	16,600	17,600	23,000	
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
	臨時検査又は臨時航行検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	45未満		45以上		45以上	
			タンカー以外の船舶	金額（円）	臨検回数1回につき 10,500			臨検回数1回につき 22,700		
		有香液体物質の排出防止に関する設備等及び有香液体汚染防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	臨検回数1回につき 9,900			臨検回数1回につき 19,100		
			タンカー以外の船舶	船舶の長さ（メートル）	45未満			45以上		
ふん尿等の排出防止に関する設備		タンカー	金額（円）	臨検回数1回につき 10,200			臨検回数1回につき 11,000			
		タンカー以外の船舶	最大搭載人員（人）	臨検回数1回につき 11,000			臨検回数1回につき 12,600			
大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書		原油タンカー	総トン数（トン）	臨検回数1回につき 11,300			臨検回数1回につき 11,300			
		原油タンカー以外の船舶	金額（円）	臨検回数1回につき 11,300			臨検回数1回につき 11,300			
法第十九条の五十三の検査		油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	40,400	71,300	73,800	80,100	108,000	121,800
			タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
	有香液体物質の排出防止に関する設備等及び有香液体汚染防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	36,000			40,000			
		タンカー以外の船舶	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
	ふん尿等の排出防止に関する設備	タンカー	金額（円）	31,300	38,700	44,100	55,500	67,500	83,600	
		タンカー以外の船舶	最大搭載人員（人）	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上	
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	金額（円）	22,700	24,800	26,800	28,900	31,000	33,100	
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
	製造に係る予備検査	油水分離器	標準排出連結具（ビルジ等排出防止設備のもの）	金額（円）	1個につき 2,600円			1個につき 2,600円		
			標準排出連結具（ふん尿等排出防止設備のもの）	金額（円）	1個につき 54,100円			1個につき 65,900円		
ビルジ用濃度監視装置		油分濃度計	金額（円）	1個につき 52,100円			1個につき 32,400円			
		プラスト用濃度監視装置の監視記録装置	金額（円）	1個につき 32,400円			1個につき 58,000円			
流量計		船速計	金額（円）	1個につき 32,400円			1個につき 32,400円			
		プラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	金額（円）	1個につき 58,000円			1個につき 32,400円			
油水分離器		油水分離器	金額（円）	1個につき 20,500円			1個につき 8,700円			
		洗浄機	金額（円）	1個につき 8,700円			1個につき 59,300円			
通風機		ふん尿等浄化装置	金額（円）	1個につき 55,000円			1個につき 5,000円			
		ふん尿等処理装置	金額（円）	1個につき 5,000円			1個につき 10,100円			
液面計測装置	圧力計測装置	金額（円）	1個につき 12,300円			1個につき 4,050円				
	高位液面警報装置	金額（円）	1個につき 4,050円			1個につき 65,800円				
通気装置	船舶発生油等焼却設備	金額（円）	1個につき 25,000円			1個につき 27,000円				
	油水分離器	金額（円）	1個につき 27,000円			1個につき 32,900円				
改造 修理又は整備に係る予備検査	油水分離器	ビルジ用濃度監視装置	金額（円）	1個につき 26,000円			1個につき 16,100円			
		油分濃度計	金額（円）	1個につき 16,100円			1個につき 16,100円			
	流量計	船速計	金額（円）	1個につき 16,100円			1個につき 29,000円			
		プラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	金額（円）	1個につき 29,000円			1個につき 16,100円			
	油水分離器	油水分離器	金額（円）	1個につき 16,100円			1個につき 10,200円			
		洗浄機	金額（円）	1個につき 10,200円			1個につき 29,600円			
	通風機	ふん尿等浄化装置	金額（円）	1個につき 27,500円			1個につき 2,500円			
		ふん尿等処理装置	金額（円）	1個につき 2,500円			1個につき 5,000円			
	液面計測装置	圧力計測装置	金額（円）	1個につき 6,100円			1個につき 2,000円			
		高位液面警報装置	金額（円）	1個につき 2,000円			1個につき 33,300円			
通気装置	船舶発生油等焼却設備	金額（円）	1個につき 33,300円			1個につき 33,300円				

備考1 臨検回数は、船舶検査が1人1日につき4時間を超えない臨検時間をもって1回とし、1日の臨検時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。
 備考2 臨時検査及び臨時航行検査の手数料の額は、この表に定める額が当該油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書又は有香液体物質の排出防止に関する設備及び有香液体汚染防止緊急措置手引書に係る定期検査の額を超える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

別表第一の二（第十七条、第四十五条関係）

検査種別	検査対象	船舶の長さ（メートル）	金額（円）							
			45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上		
定期検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	24,900	55,900	58,400	63,300	92,600	112,800	
		タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
	有香液体物質の排出防止に関する設備等及び有香液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	17,500	24,300	29,200	35,000	50,600	65,200	
		最大搭載人員（人）	金額（円）	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上	
	ふん尿等の排出防止に関する設備	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	15,400	17,400	19,500	21,600	23,700	25,700	
		総トン数（トン）	金額（円）	10,000未満			10,000以上			
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	金額（円）	19,300			23,700			
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
	第一種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	15,300	43,300	44,600	47,100	64,000	78,000
			タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
有香液体物質の排出防止に関する設備等及び有香液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	金額（円）	12,100	15,300	17,600	21,700	25,400	32,800	
		最大搭載人員（人）	金額（円）	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上	
大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書		原油タンカー	金額（円）	19,000			21,200			
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
第二種中間検査		油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	12,600	22,100	22,800	24,500	31,400	41,700
			タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
		有香液体物質の排出防止に関する設備等及び有香液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	10,300	12,100	13,800	16,400	17,400	22,800
			最大搭載人員（人）	金額（円）	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	金額（円）	19,000			19,900			
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
	臨時検査又は臨時航行検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	45未満			45以上		
			船舶の長さ（メートル）	金額（円）	45未満			45以上		
		有香液体物質の排出防止に関する設備等及び有香液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	45未満			45以上		
			最大搭載人員（人）	金額（円）	10,000			18,900		
ふん尿等の排出防止に関する設備		最大搭載人員（人）	金額（円）	10,800						
		総トン数（トン）	金額（円）	12,400						
大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書		原油タンカー	金額（円）	11,100						
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	11,100						
法第十九条の五十三の検査		油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	金額（円）	40,200	71,100	73,700	79,900	107,800	121,600
			タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
	有香液体物質の排出防止に関する設備等及び有香液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	31,100	38,500	43,900	55,300	67,300	83,400	
		最大搭載人員（人）	金額（円）	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上	
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員（人）	金額（円）	22,500	24,600	26,700	28,700	30,800	32,900	
		総トン数（トン）	金額（円）	10,000未満			10,000以上			
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	金額（円）	26,300			30,700			
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
	製造に係る予備検査	油水分離器							1個につき 49,900円	
		標準排出結具（ビルジ等排出防止設備のもの）							1個につき 2,550円	
標準排出結具（ふん尿等排出防止設備のもの）								1個につき 2,550円		
ビルジ用濃度監視装置								1個につき 53,900円		
油分濃度計								1個につき 65,700円		
パラスト用濃度監視装置の監視記録装置								1個につき 51,900円		
流量計								1個につき 32,200円		
船速計								1個につき 32,200円		
パラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置								1個につき 57,800円		
油水境界面検出器								1個につき 32,200円		
洗浄機								1個につき 20,300円		
通風機								1個につき 8,600円		
ふん尿等浄化装置								1個につき 59,100円		
ふん尿等処理装置								1個につき 54,800円		
液面計測装置								1個につき 5,000円		
圧力計測装置								1個につき 10,000円		
高位液面警報装置								1個につき 12,200円		
通気装置								1個につき 4,000円		
船舶発生油等焼却設備								1個につき 65,600円		
改修又は整備に係る予備検査		油水分離器							1個につき 24,900円	
	ビルジ用濃度監視装置							1個につき 26,900円		
	油分濃度計							1個につき 32,800円		
	パラスト用濃度監視装置の監視記録装置							1個につき 25,900円		
	流量計							1個につき 16,000円		
	船速計							1個につき 16,000円		
	パラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置							1個につき 28,900円		
	油水境界面検出器							1個につき 16,000円		
	洗浄機							1個につき 10,100円		
	ふん尿等浄化装置							1個につき 29,500円		
ふん尿等処理装置							1個につき 27,400円			
液面計測装置							1個につき 2,500円			
圧力計測装置							1個につき 5,000円			
高位液面警報装置							1個につき 6,100円			
通気装置							1個につき 2,000円			
船舶発生油等焼却設備							1個につき 33,100円			

備考 1 臨検回数は、船舶検査が1人1日につき4時間を超えない臨検時間をもって1回とし、1日の臨検時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。
 2 臨時検査及び臨時航行検査の手数料の額は、この表に定める額が当該船舶の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書又は有香液体物質の排出防止に関する設備及び有香液体汚染防止緊急措置手引書に係る定期検査の額を超える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

第一号の二様式（中）海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則」及び「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」並びに「同様式（中）第一号の二の四様式（中）を第一号の二の三様式とする。

第一号の二の三様式（中）海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則」及び「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」並びに「同様式（中）第一号の二の三様式（中）」を第一号の二の三様式とする。



第一号様式（第一条の五関係）

承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては



その代表者の氏名

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の5第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的			
使用船舶の概要	船名	船舶所有者	
	船舶番号	用 途	
	船籍港又は定係港	総 ト ン 数	
承認を受けようとする原動機の種類、型式及び出力			
承認を受けようとする原動機の使用形態			
原動機の製造番号			
試験、研究又は調査の計画期間			
試験、研究又は調査の方法			
備	考		

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の二様式（第一条の五の二関係）

承認証		承認番号		
		承認年月日		年月日
承認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
試験、研究又は調査の目的				
使用船舶の概要	船名		船舶所有者	
	船舶番号		用	途
	船籍港又は定係港		総トン数	
承認を受けた原動機の種類、型式及び出力				
承認を受けた原動機の使用形態				
原動機の製造番号				
試験、研究又は調査の方法				
条 件				
有効期間		年月日まで		
<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の5の2第1項の規定により、交付する。</p> <p>年月日</p> <p>地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

第一号の二の様式（第一条の五の四関係）

承認証再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては



その代表者の氏名

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の5の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用船舶 の概要	船 名		船 舶 所 有 者	
	船舶番号		用 途	
	船籍港又 は定係港		総 ト ン 数	
再交付を受けようとする承認証に係る原動機の種類、型式及び出力				
原動機の製造番号				
再交付を受けようとする理由				
備 考				

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の三様式を次のように改める。



第一号の三様式（地方運輸局長が交付するもの）（第一条の十二関係）

番号 第 号

Certificate No _____

国際大気汚染防止原動機証書

ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

日本国

JAPAN

公の印章

2008年の決議MEPC.176(58)によつて改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176 (58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

原動機製作者等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の使用形態 Test cycle(s)	定格出力(kW)及び定格回転速度(rpm) Rated power (kW) and speed (rpm)	原動機承認番号 Engine approval number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

- 上記の原動機は、条約附属書 VI によつて義務づけられた2008年に改正された窒素酸化物技術規則の要求に従つて放出量確認等がなされたこと。
- That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention; and
- 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱引書が、船舶への設置及び運転に先だつて、すべての点において条約附属書 VI 第 13 規則に定める関係要件に適合していること。
- That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and technical file, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書 VI 第 5 規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。

This certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of Certificate)

(発給の日)

(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

国際大気汚染防止原動機証書 (E I A P P 証書) の追補

SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE(EIAPP CERTIFICATE)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

注釈

Notes:

- 1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
- 1 This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate. The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
- 2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 3 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書 VI の規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、2008 年に改正された窒素酸化物技術規則によって義務となつた要件をいう。
- 3 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's technical file and means of verifications refer to mandatory requirements from the revised NOx Technical Code 2008.

1. 原動機の要目

Particulars of the engine

1.1 原動機製作者等の名称及び住所

Name and address of manufacturer

1.2 原動機の製造場所

Place of engine build

1.3 原動機の製造年月日

Date of engine build

1.4 放出量確認等の場所

Place of pre-certification survey

1.5 放出量確認等の年月日

Date of pre-certification survey

1.6 原動機の型式番号

Engine type and model number

1.7 原動機製造番号

Engine serial number

1.8 原動機ファミリー 又は原動機グループ の代表 又は代表以外 の原動機 (適用のある場合)

If applicable, the engine is a parent engine or a member engine of the following engine family or engine group

1.9 個別の原動機又は原動機ファミリー/原動機グループの詳細

Individual engine or engine family /engine group details:

1.9.1 代表原動機の承認番号

Approval reference

1.9.2 定格出力(kW)及び定格回転速度(rpm)の値又は範囲

Rated power (kW) and rated speed (rpm) values or ranges

1.9.3 原動機の使用形態

Test cycle(s)

1.9.4 代表原動機試験燃料油の仕様

Parent engine(s) test fuel oil specification

1.9.5 窒素酸化物放出基準値(g/kWh), 規則 13.3, 13.4, 又は 13.5.1(該当しないものを抹消すること)

Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3, 13.4, or 13.5.1 (delete as appropriate)

1.9.6 代表原動機の放出現値(g/kWh)

Parent engine(s) emission value (g/kWh)

2. 原動機取扱手引書の要目

Particulars of the technical file

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備え置く。

The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.

2.1 原動機取扱手引書文書番号/承認番号

Technical file identification/approval number

2.2 原動機取扱手引書承認年月日

Technical file approval date

3. 船上における原動機の定期的検査の方法

Specifications for the onboard NOx verification procedures

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

The specifications for the onboard NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code 2008, are an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

3.1 機関パラメータチェック法

Engine parameter check method:

3.1.1 識別番号/承認番号

Identification/approval number

3.1.2 承認年月日

Approval date

3.2 直接計測及びモニタリング法

Direct measurement and monitoring method:

3.2.1 識別番号/承認番号

Identification/approval number

3.2.2 承認年月日

Approval date

これらの方法に代えて、2008年に改正された窒素酸化物技術規則6.3に従い、簡易計測法を利用することができる。

Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3 of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

第一号の三様式 (小型船舶検査機構が交付するもの) (第一条の十二関係)

番号 第 _____ 号
Certificate No _____

国際大気汚染防止原動機証書
ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

日本国
JAPAN



2008年の決議MEPC.176(58)によつて改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、小型船舶検査機構が発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176 (58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by JAPAN CRAFT INSPECTION ORGANIZATION:

原動機製作者等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の使用形態 Test cycle(s)	定格出力(kW)及び定格回転速度(rpm) Rated power (kW) and speed (rpm)	原動機承認番号 Engine approval number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

- 上記の原動機は、条約附属書VIによつて義務づけられた2008年に改正された窒素酸化物技術規則の要求に従つて放出量確認等がなされたこと。
That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention; and
- 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に先だつて、すべての点において条約附属書VI第13規則に定める関係要件に適合していること。
That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and technical file, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。

This certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of Certificate)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

小型船舶検査機構 (印章)

国際大気汚染防止原動機証書 (E I A P P 証書) の追補

SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (EIAPP CERTIFICATE)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

注釈

Notes:

- 1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
1 This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate. The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 3 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書 VI の規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、2008 年に改正された窒素酸化物技術規則によつて義務となつた要件をいう。
3 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's technical file and means of verifications refer to mandatory requirements from the revised NOx Technical Code 2008.

1. 原動機の要目

Particulars of the engine

1.1 原動機製作者等の名称及び住所

Name and address of manufacturer

1.2 原動機の製造場所

Place of engine build

1.3 原動機の製造年月日

Date of engine build

1.4 放出量確認等の場所

Place of pre-certification survey

1.5 放出量確認等の年月日

Date of pre-certification survey

1.6 原動機の型式番号

Engine type and model number

1.7 原動機製造番号

Engine serial number

1.8 原動機ファミリー 又は原動機グループ の代表 又は代表以外 の原動機 (適用のある場合)

If applicable, the engine is a parent engine or a member engine of the following engine family or engine group

1.9 個別の原動機又は原動機ファミリー/原動機グループの詳細

Individual engine or engine family/engine group details:

1.9.1 代表原動機の承認番号

Approval reference

1.9.2 定格出力(kW)及び定格回転速度(rpm)の値又は範囲

Rated power (kW) and rated speed (rpm) values or ranges

1.9.3 原動機の使用形態

Test cycle(s)

1.9.4 代表原動機試験燃料油の仕様

Parent engine(s) test fuel oil specification

1.9.5 窒素酸化物放出基準値(g/kWh), 規則 13.3, 13.4, 又は 13.5.1(該当しないものを抹消すること)

Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3, 13.4, or 13.5.1 (delete as appropriate)

1.9.6 代表原動機の放出値(g/kWh)

Parent engine(s) emission value (g/kWh)

2. 原動機取扱手引書の要目

Particulars of the technical file

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備え置く。

The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.

2.1 原動機取扱手引書文書番号/承認番号

Technical file identification/approval number

2.2 原動機取扱手引書承認年月日

Technical file approval date

3. 船上における原動機の定期的検査の方法

Specifications for the onboard NOx verification procedures

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

The specifications for the onboard NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code 2008, are an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

3.1 機関パラメータチェック法

Engine parameter check method:

3.1.1 識別番号/承認番号

Identification/approval number

3.1.2 承認年月日

Approval date

3.2 直接計測及びモニタリング法

Direct measurement and monitoring method:

3.2.1 識別番号/承認番号

Identification/approval number

3.2.2 承認年月日

Approval date

これらの方法に代えて、2008年に改正された窒素酸化物技術規則6.3に従い、簡易計測法を利用することができる。

Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3 of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

小型船舶検査機構 (印章)

第1号の図表第1号の5欄及び第1号の6欄第2項 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則」及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」に定める。

第1号の図表第2項 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書」及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書」及び海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則」及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」に定める。

第1号の図表第3項 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書」及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書臨時航行検査申請書」及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則」及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」に定める。

第六の三 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則」及び「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」に定める。

第六の四 大気汚染防止検査対象設備」及び「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に定める。

第六の五 及び第六の六 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則」及び「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」に定める。

第六の七 大気汚染防止検査対象設備」及び「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に定める。

第六の八 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則」及び「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」に定める。

第六の九 及び「大気汚染防止検査対象設備」及び「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に定める。海洋汚染防止設備等及び大気汚

第十二号の四様式 (第二十六条関係)

番号 第 _____ 号

Certificate No _____

国際大気汚染防止証書

INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE



日本国
JAPAN

2008 年の決議 MEPC.176(58) によつて改正された 1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によつて修正された同条約 (以下「条約」という。) を改正する 1997 年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176(58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship _____

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters _____

船籍港

Port of registry _____

総トン数

Gross tonnage _____

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number _____

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

1 当該船舶が条約の附属書 VI の第 5 規則に基づいて検査されたこと

1 That the ship has been surveyed in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention; and

2 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書 VI に定める関係要件に適合していること。

2 That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日.....

Completion date of survey on which this certificate is based:

この証書は、条約附属書 VI 第 5 規則の規定による検査が行われることを条件として、.....まで効力を有する。

This Certificate is valid untilsubject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長

運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

年次検査及び中間検査のための裏書

Endorsement for annual and intermediate surveys

この証書は、この船舶が、条約附属書 VI 第 5 規則の規定により要求される検査において、同附属書の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation 5 of Annex VI of the Convention the ship was found to comply with the relevant provisions of that Annex:

年次検査

場所

Annual survey:

Place: -----

日付

Date: -----

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

年次検査/中間検査

場所

Annual/Intermediate survey:

Place: -----

日付

Date: -----

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

年次検査/中間検査

場所

Annual/Intermediate survey:

Place: -----

日付

Date: -----

地方運輸局長
運輸監理部長

地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長
場所

年次検査

Annual survey:

Place: -----

日付

Date: -----

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

条約附属書 VI 第 9 規則 8.3 の規定に基づく年次検査又は中間検査

Annual/intermediate survey in accordance with regulation 9.8.3

条約附属書 VI 第 9 規則 8.3 の規定に基づく年次検査又は中間検査において、この船舶が同附属書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation 9.8.3 of Annex VI of the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of that Annex:

場所

Place: -----

日付

Date: -----

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

条約附属書 VI 第 9 規則 3 を適用する場合における 5 年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation 9.3 applies

この船舶は、附属書の関係規定に適合していることが認められる。よつて、この証書は、同条約附属書 VI 第 9 規則 3 の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Annex, and this certificate shall, in accordance with regulation 9.3 of Annex IV of the Convention, be accepted as valid until

場所

Place:

日付

Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

更新検査が完了し、条約附属書 VI 第 9 規則 4 の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation 9.4 applies

この船舶は、附属書の関係規定に適合していることが認められる。よつて、この証書は、同条約附属書 VI 第 9 規則 4 の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Annex, and this certificate shall, in accordance with regulation 9.4 of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until

場所

Place:

日付

Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附属書 VI 第 9 規則 5 又は第 9 規則 6 の規定を適用する場合における検査港に到着

するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation 9.5 or 9.6 applies

この証書は、条約附属書 VI 第 9 規則 5 又は第 9 規則 6 の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

This certificate shall, in accordance with regulation 9.5 or 9.6 of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until

場所

Place:

日付

Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長

地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

条約附属書 VI 第 9 規則 8 の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げる裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where regulation 9.8 applies

条約附属書 VI 第 9 規則 8 の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation 9.8 of Annex VI of the Convention, the new anniversary date is

場所

Place:

日付

Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

条約附属書 VI 第 9 規則 8 の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation 9.8 of Annex VI of the Convention, the new anniversary date is

場所

Place:

日付

Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

国際大気汚染防止証書の追補

SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

(IAPP 証書)

(IAPP CERTIFICATE)

構造及び設備に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT

注釈

Notes:

- 1 この記録は、IAPP 証書に常に添付しておく。IAPP 証書は、いかなる時も船内に備えておく。
- 1 This Record shall be permanently attached to the IAPP Certificate. The IAPP Certificate shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
- 2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 3 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「x」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「-」を、記入する。
- 3 Entries in boxes shall be made by inserting either a cross (x) for the answer "yes" and "applicable" or a (-) for the answers "no" and "not applicable" as appropriate.
- 4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書 VI の規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。
- 4 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

1. 船舶の要目

Particulars of ship

1.1 船名

Name of ship

1.2 国際海事機関船舶識別番号

IMO number

1.3 キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction

1.4 船の長さ

Length (L) metres

2. 船舶からの大気汚染に係る排出の規制

Control of emissions from ships

2.1 オゾン層破壊物質 (第 12 規則)

Ozone-depleting substances (regulation 12)

- 2.1.1 オゾン層破壊物質 (ハイドロクロロフルオロカーボンを除く。)を含んでいる次に掲げる消火装置その他の装置及び設備であつて、2005 年 5 月 19 日以前に設置されたものは、引き続き使用することができる。

The following fire-extinguishing systems, other systems and equipment containing ozone-depleting substances, other than hydrochlorofluorocarbons (HCFCs), installed before 19 May 2005 may continue in service:

装置又は設備 System or Equipment	設置場所 Location on board	物質 Substance

- 2.1.2 2020 年 1 月 1 日以前に搭載された、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFCs) を含む次の装置は、引き続き使用することができる。

The following systems containing HCFCs installed before 1 January 2020 may continue in service:

装置又は設備 System or Equipment	設置場所 Location on board	物質 Substance

2.2 窒素酸化物 (NOx) (第 13 規則)

Nitrogen oxides (NOx) (regulation 13)

2.2.1 船舶に設置された次の原動機は、2008年に改正された窒素酸化物技術規則に従い、第13規則の排出基準に適合する。

The following marine diesel engines installed on this ship comply with the applicable emission limit of regulation 13 in accordance with the revised NOx Technical Code 2008:

	原動機#1 Engine #1	原動機#2 Engine #2	原動機#3 Engine #3	原動機#4 Engine #4	原動機#5 Engine #5	原動機#6 Engine #6
原動機製作者等及び原動機の型式 Manufacturer and model						
製造番号 Serial number						
使用形態 Use						
出力(kW) Power output (kW)						
定格回転速度 (rpm) Rated speed (rpm)						
設置年月日 Date of installation						
主要な改造 を行つた年 月日 Date of major conversion	第13規則2.2に基づくもの According to Reg.13.2.2					
	第13規則2.3に基づくもの According to Reg.13.2.3					
第13規則1.1.2に基づく適用除外 Exempted by regulation 13.1.1.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第13規則3に基づく一次基準 Tier I Reg.13.3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第13規則4に基づく二次基準 Tier II Reg.13.4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第13規則2.2又は第13規則5.2に基づく二次 基準 Tier II Reg. 13.2.2 or 13.5.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第13規則5.1.1に基づく三次基準 Tier III Reg.13.5.1.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準適合改造の存在 Approved method exists	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準適合改造が商業的に存在しない Approved method not commercially available	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準適合改造の導入 Approved method installed	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2.3 硫黄酸化物(SOx)及び粒子状物質 (第14規則)

Sulphur oxides (SOx) and particulate matter (regulation 14)

2.3.1 船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域外を運航する場合には、

When the ship operates within an emission control area specified in regulation 14.3, the ship uses:

- 1 硫黄分の濃度が下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明する。；又は

fuel oil with a sulphur content that as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of:

- 4.50% m/m (2012年1月1日前)
- 4.50% m/m (not valid on or after 1 January 2012); or.....
- 3.50% m/m (2012年1月1日以後、2020年1月1日前)
- 3.50% m/m (not valid on or after 1 January 2020); or.....
- 0.50% m/m (2020年1月1日以降)
- 0.50% m/m, and / or.....

- 2 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。

an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of:

- 4.50% m/m (2012年1月1日前)
- 4.50% m/m (not valid on or after 1 January 2012); or.....
- 3.50% m/m (2012年1月1日以後、2020年1月1日前)
- 3.50% m/m (not valid on or after 1 January 2020); or.....
- 0.50% m/m (2020年1月1日以降)
- 0.50% m/m, and / or.....

- 2.3.2 船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域内を運航する場合には、

When the ship operates inside an Emission Control Area specified in regulation 14.3, the ship uses:

- 1 硫黄分の濃度が下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明する。;又は

fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of

- 1.0% m/m (2015年1月1日前)
- 1.0% m/m (not valid on or after 1 January 2015); or.....
- 0.1% m/m (2015年1月1日以後)
- 0.1% m/m, and / or.....

- 2 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。

an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of:

- 1.0% m/m (2015年1月1日前)
- 1.0% m/m (not valid on or after 1 January 2015); or.....
- 0.1% m/m (2015年1月1日以後)
- 0.1% m/m, and / or.....

- 2.4 揮発性有機化合物(VOCs) (第15規則)

Volatile organic compounds(VOCs)(regulation 15)

- 2.4.1 このタンカーは、MSC/Circ.585に従って承認された揮発性物質放出防止設備を有している。

The tanker has a vapour collection system installed and approved in accordance with MSC/Circ.585.....

- 2.4.2.1 原油タンカーについて、承認された揮発性物質放出防止措置手引書を備えている。

For a tanker carrying crude oil, there is an approved VOC management Plan.....

- 2.4.2.2 揮発性物質放出防止措置手引書の承認番号

VOC management Plan approval reference:

- 2.5 船上焼却炉 (第16規則)

Shipboard incineration (regulation 16)

船舶に搭載される船舶発生油等焼却設備

The ship has an incinerator:

- 1. 2000年1月1日以後に設置され、改正された海洋環境保護委員会決議 76(40)に適合している。

installed on or after 1 January 2000 that complies with resolution MEPC.76(40) as amended

- 2. 2000年1月1日前に設置され、次の基準に適合している。

installed before 1 January 2000 that complies with:

- 2.1 決議 MEPC.59(33)

resolution MEPC.59(33)

- 2.2 決議 MEPC.76(40)

resolution MEPC.76(40)

- 2.6 同等物 (第4規則)

- 2.6 Equivalents (regulation 4)

この船舶は、船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具若しくは装置、代替燃料油又は遵守の方法その他の手続きをこの附属書の要求するものの代替物として使用することを認められている。

The ship has been allowed to use the following fitting, material, appliance or apparatus to be fitted in a ship or other procedures, alternative fuel oils, or compliance methods used as an alternative to that required by this Annex:

装置又は設備 System or equipment	使用されている同等物 Equivalent used	承認番号 Approval reference

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

- 地方運輸局長
- 運輸監理部長
- 地方運輸局運輸支局長
- 地方運輸局海事事務所長
- 運輸監理部海事事務所長
- 地方運輸局運輸支局海事事務所長
- 沖縄総合事務局長
- 運輸事務所長

(印章)

第十三号様式、第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式及び第十九号様式中 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則」を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中「附則第七条」を「附則第七条ただし書」に改め、同条第一号中「であつて当該各号に定める日前に製造されたものを当該各号に定める日以後に製造されたものに取り替える改造」を「を交換する改造（当該原動機と同一と認められる原動機であつて当該各号に定める日前に製造されたものに交換する改造を除く。）」に改め、同号口中「生ずる日」を「生じた日（平成十七年五月十九日）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（改正法附則第九条第三項の国土交通省令で定める総トン数）

第二十四条の二 改正法附則第九条第三項の国土交通省令で定める総トン数は、四百トンとする。

（オゾン層破壊物質記録簿）

第二十四条の三 改正法附則第九条第五項のオゾン層破壊物質を含む設備の修理その他当該設備の

取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる作業とし、オゾン層破壊物質記録簿への記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

オゾン層破壊物質を含む設備の修理その他当該設備の取扱いに関する作業	事 項
一 オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備へのオゾン層破壊物質の一部又は全部の充てん	1 充てんの日時及び充てん時における船舶の位置 2 充てんに係る設備の名称 3 充てんしたオゾン層破壊物質の種類及び質量
二 オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備からのオゾン層破壊物質の放出	1 放出の日時及び放出時における船舶の位置 2 放出に係る設備の名称 3 放出したオゾン層破壊物質の種類及び質量
三 オゾン層破壊物質を含む設備からのオゾン層破壊物質の受入施設への移送又は他の船舶への移載	1 移送又は移載の日時 2 移送した受入施設の名称及び位置又は移載した船舶の名称 3 移送又は移載に係る設備の名称 4 移送し、又は移載したオゾン層破壊物質の種類

<p>四 事故その他の理由によるオゾン層破壊物質を含む設備からの例外的なオゾン層破壊物質の放出</p>	<p>及び質量</p> <p>1 放出の日時及び放出時における船舶の位置</p> <p>2 放出に係る設備の名称</p> <p>3 放出したオゾン層破壊物質の種類及び質量</p> <p>4 放出の状況及び理由</p>
---	--

附則第三十条第一項中「第二項」の下に「、第九条第六項」を加え、同条に次の二項を加える。

3 改正法附則第九条第六項に規定する海上保安庁長官の権限は、管区海上保安本部長も行うことができる。

4 前項の規定により管区海上保安本部長が行うことができることとされた権限は、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第二百二十条に規定する海上保安署に限る。）の長も行うことができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

（原動機の改造）

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第六条第四号

の同一の型式の原動機に類するものとして国土交通省令で定めるものは、法第十九条の五の原動機取扱手引書に記載する事項として海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第四十二条各号に掲げる事項が同一のものとする。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「旧検査規則」という。）第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（次項において「新検査規則」という。）第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧検査規則第一号の三様式の国際大気汚染防止原動機証書、第六号様式の海洋汚染防止証書、第九号様式の臨時海洋汚染防止証書及び第十一号様式の海洋汚染防止検査手帳は、新検査規則第一号の三様式の国際大気汚染防止原動機証書、第六号様式の海洋汚染防止証書、第九号様式の臨時海洋汚染防止証書及び第十一号様式の海洋汚染防止証書、第九号様式の臨時海洋汚染防止証書及び第十一号様式の海洋汚染防止証書、第六号様

止検査手帳とみなす。

(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令の一部改正)

第四条 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令(平成八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項並びに第三条の見出し及び同条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則)

第五条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の項中「第十六条第一項及び第三項」の下に、「第十九条の二十一の二」を加え、同表国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)の項の次に次のように加

える。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第三十六号)	附則第九条第四項
--	----------

別表第二海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の項中「第十六条第二項」の下に「、第十条の二十一の二」を加え、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の項の次に次のように加える。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律	附則第九条第五項
--------------------------------	----------